



トピックス P2 「国民訴訟通達センター」からの架空請求ハガキは無視してください!

発行/富山県生活環境文化部県民生活課・富山県消費生活センター [http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1711/index.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html)

## 息子のために結婚相手紹介サービスの契約をしたが相手を紹介してもらえない。解約して返金を求めたい…。

相

談

結婚相手紹介サービス業者の訪問があり、「息子さんに結婚相手を毎月紹介する。」と言われたので、契約し、約50万円支払いました。その後半年以上経ちますが、これまで1人紹介されただけで、成婚に至りません。契約時の話と違うので、解約して返金を求めたいのですが…。(70代 女性)

回

答

この相談のように、親に対し、家庭への訪問や電話勧誘で契約させる結婚相手紹介サービス業者とのトラブルが寄せられています。

子の結婚に関する親の不安をあまり、必ず子が結婚できるようなことを言うなどの問題勧誘や解約時の返金トラブルなどがあります。

- ・相談者には、「結婚相手紹介サービス」は特定商取引法の規制があり<sup>(※)</sup>、クーリング・オフ期間(8日間)が過ぎても中途解約ができるので、契約書などで内容を確認し、業者に納得のいく説明を求めるよう助言しました。
- ・結婚相手紹介サービスは、成婚を約束するものではありません。契約に親が関わる場合には、まず結婚につい

て子と十分に話し合い、サービス内容等を子とともに慎重に確認しましょう。

- ・断っているのに訪問や電話で執拗に勧誘する業者や書面を交付しない業者とは契約しないことです。
- ・不安になったりトラブルになったら、早めにお近くの市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。(消費者ホットライン局番なし「188(いやや)」)

(※)契約金額が5万円を超え、かつ契約期間が2か月を超える取引。



## 注意喚起！ 使用期間10年を目安に給湯機や食洗機等は点検を受けましょう

～経年劣化による事故を防ぐ「長期使用製品安全点検制度」～

製品は長期間の使用によって部品などが劣化し、事故が発生する可能性が高くなります。

このような経年劣化による事故を防ぐために、平成21年に「長期使用製品安全点検制度」が設けられました。所有者による点検が困難で、経年劣化により重大な事故が発生するおそれの高い「特定保守製品」として9品目が指定されています。新たに特定保守製品を購入した方は、所有者情報を製造・輸入業者に登録すること及び点検を受けることが求められています。

制度開始時に特定保守製品を購入し、所有者情報を登録されている方にはそろそろ点検の案内が届く時期です。案内にそって点検を受け、事故を未然に防ぎましょう。

NITE(ナイト)に通知された製品事故情報では、9品目に指定されている石油ふろがまや石油給湯機、ガス瞬間湯沸器などの事故が平成24年度から平成28年度までの5年間に715件ありました。使用期間が判明したものは634件で、そのうち435件(69%)が、10年以上使用した製品で起こっています。

「長期使用製品安全点検制度」の登録率は平成29年3月末時点で販売台数の約39%に留まっており、登録率の向上のため周知を図っています。一般家庭の方だけでなく、マンション・アパートを管理されている方々も、設備品として対象製品を購入した際は所有者情報を登録し、必要な時期に点検を受けてください。

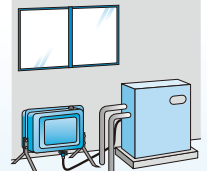
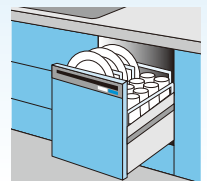
平成21年4月の制度開始以前に製造・輸入された製品についても、部品などが劣化し、本来の性能が保てないだけでなく、事故が発生するおそれが高いため、安全上、点検を受けることをお勧めします。

### 特定保守製品 (9品目)

石油ふろがま、石油給湯機、密閉燃焼式石油温風暖房機、屋内式ガスふろがま(都市ガス、LPガス)、屋内式ガス瞬間湯沸器(都市ガス、LPガス)、ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機

詳しくは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページをご覧ください。

<http://www.nite.go.jp/data/000087471.pdf>



# 「国民訴訟通達センター」からの 架空請求ハガキは無視してください！

## 相談事例

国民訴訟通達センターから、「未納の総合消費料金について、契約会社等から訴状が提出された。連絡なき場合には、給与や不動産の差し押さえを強制執行する。裁判取り下げ最終期日は12月○日。必ず本人から連絡するように」と、身に覚えのない内容のハガキが届きました。「民事訴訟」と書いてあり不安です。どうすればよいでしょうか・・・。(60代 女性)

「国民訴訟通達センター」等と公的機関のような名称を名乗る機関からハガキが届いたとの相談が全国的に急増しています。

消費者に、過去に利用した業者への未払いがあると思わせ、それに関して「裁判所に訴状が提出された」「給与、動産物、不動産物の差し押さえ」などと脅して不安にさせたうえで、訴訟の取り下げ等について相談するよう、誘導しています。

消費者が「国民訴訟通達センター」に連絡をしたところ、弁護士を名乗るものを紹介され、最終的にはコンビニでプリペイドカードを購入し、お金を支払ってしまったとの相談も寄せられています。

## 対処方法

- ・裁判関係のことがハガキで送られてくることはありません。
- ・「国民訴訟通達センター」等と名乗る機関からハガキが届いても、自分から絶対に連絡せず、電話番号などの個人情報を知らせないこと。決して相手にせず無視してください。
- ・不審なハガキが届いたら、一人で悩まないで、早めにお近くの市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。(消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」)
- ・万一支払ってしまったたり、根拠のない悪質な取り立てにあった場合は、警察に相談してください。

### 総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(わ)315 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年●月●日

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター

東京都千代田区霞が関3丁目●番●号

取り下げ等のお問合せ窓口 03-●●●●-●●●●

受付時間 9:00～20:00(日、祝日除く)

## 1 健康食品で病気が治る？

錠剤・カプセル状の製品は、薬のように見えますが、「食品」であり、病気を治す効果、防ぐ効果はありません。

## 2 天然・自然由来のものが原料なら安全？

天然・自然由来の毒素は無数にあります。天然・自然由来の食品でも、健康食品として使用する場合は、普通の食べ方とは異なるため、食品では予期しないような影響が出る可能性があります。

## 3 専門家の研究結果と同じ効果がある？

有効性の試験は特定の条件下で行われています。人が食べた時に必ずしも、誰でも同じ効果が出るとは限りません。

## 4 体験談は信用できる？

体験談は、利用者の感想にすぎません。宣伝のために都合の良い内容のみ編集して掲載されている場合もあります。

## 5 一時的な体調不良は効果の証拠？

「好転反応」と呼ばれる、体調が良くなる過程で、一時的に体調が悪くなるような症状が出ることは、健康食品では起こらないとされています。

健康の維持・増進の基本は、「栄養バランスのとれた食事、適度な運動、十分な休養」です。

安易に健康食品で栄養の偏りや生活の乱れを解決しようとせず、食事、運動、休養の質を高めるための補助的なものとして、健康食品を上手に利用しましょう。

## 健康食品とは？ ～いくつかの制度による、違いがあります～

私たちが口からとるものは、食品と医薬品(医薬部外品を含む)に分けられます。健康の維持や増進の効果をうたった健康食品は食品に分類されます。

一般的に健康食品とは、健康に良いことをうたった食品全般のことです。それら健康食品は、国の制度に基づき機能性等を表示できる「特定保健用食品(トクホ)」、「栄養機能食品」及び「機能性表示食品」と、それ以外の「その他健康食品」に分けることができます。

## 健康食品を利用するときに確認したいポイント

- 錠剤・カプセル状の製品は過剰摂取になりがちです。味・香り・容積が備わった通常の食品形状の製品の方が、過剰摂取になりにくいです。
- 広告のキャッチコピーや利用者の体験談でなく、自分自身で製品中に含まれている成分の安全性と有効性に関する情報を調べてみましょう。
- 友人・知人から得た情報は、その情報源をたどって、販売業者の宣伝にすぎない内容ではないか、正確な情報かを確かめましょう。
- 製品の品質等を確認するための、製品中の個別成分の含有量、製造者や問合せ先が明記してあることを確認しましょう。
- 思わぬ健康被害を受けることがあるので、錠剤・カプセル状の製品を複数利用したり、医薬品的な効果を期待して利用しないようにしましょう。
- 自己判断での医薬品との併用は避け、不調を感じたら必ず医師・薬剤師などの専門家に相談しましょう。
- 高価な製品ほど効果があるとは限りません。同様の製品と比べてみましょう。

出典「健康食品5つの問題」(消費者庁 消費者安全課・表示対策課・食品表示企画課)

# 各種消費生活出前講座をご利用ください！



県では、複雑化・多様化する消費者トラブルを未然に防止するため、トラブルの事例や対処法について楽しく学べる各種出前講座を実施しています。各年代に応じた内容の講座を設定していますので、目的にあわせてぜひご利用ください！

講座名	対象	講師
消費生活出前講座	一般 ・年齢や所属は問いません ・企業研修としてもご利用いただいています	富山県消費生活推進リーダー ※1
悪質商法撃退教室	高齢者 ・老人クラブや自治会など	富山県消費生活推進リーダー ※1
◎中学生を対象とした消費生活講座	中学生 ※2	消費生活相談員等
◎高校生等を対象とした消費生活講座	高校生 ※2	弁護士（富山県弁護士会所属）
◎大学生等を対象とした消費生活講座	大学生等 ・大学、短期大学、専門学校等	弁護士（富山県弁護士会所属）

◎ … 学校からのお申込みのみとさせていただきます。

※1 消費生活に関する専門知識を持ち、県からの委嘱を受けて出前講座の講師として活動する皆さんです。

※2 学年単位での申込みを原則としますが、学級単位を希望される場合はご相談ください。

**講師派遣料 無料**

## ◆講座の内容

- ・悪質商法の事例や対処法
  - ・各年代に多い消費者トラブル
  - ・製品事故にあわないために
  - ・高齢者や障がい者を見守るために
- 内容については、ご相談ください。

## ◆費用

- ・講師派遣にかかる費用は無料です。
- ・会場設営やその他主催者が必要とする費用については、ご負担願います。

◆お申込み・お問合せ 富山県消費生活センター TEL 076-432-2949

## 消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

### 富山市消費生活センター（CiCビル内）

…………… ☎076-443-2047

高岡市消費生活センター …… ☎0766-20-1522

魚津市 市民課 …………… ☎0765-23-1003

氷見市 市民課 …………… ☎0766-74-8010

滑川市 生活環境課 …………… ☎076-475-2111（内334）

黒部市消費生活センター …… ☎0765-54-3198

砺波市消費生活センター …… ☎0763-33-1153

小矢部市 生活協働課 …………… ☎0766-67-1760（内735）

南砺市消費生活センター（井波庁舎）… ☎0763-23-2035

射水市消費生活センター …… ☎0766-52-7974

舟橋村 総務課 …………… ☎076-464-1121（内49）

上市町 町民課 …………… ☎076-472-1111（内103）

立山町 住民課 …………… ☎076-462-9915

入善町 住民環境課 …………… ☎0765-72-1100（内134）

朝日町 住民・子ども課 …………… ☎0765-83-1100（内134）

社会福祉協議会 …………… ☎0765-83-0576

◆消費者ホットライン ☎188（いやや！） ※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からはご利用できません。

富山県ホームページ「消費者の安全・安心コーナー」URL [http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1711/kj00016052.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/kj00016052.html)

### ◆富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号（富山県民共生センター内）

消費生活相談 ☎076-432-9233

消費者金融・多重債務相談 ☎076-433-3252

FAX076-431-2631

URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>

#### 【開所時間】

午前8時30分～午後5時（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

毎週火曜日は午前8時30分～午後8時（休日、年末年始を除く）

### ◆富山県消費生活センター高岡支所

高岡市赤祖父211（高岡総合庁舎5階）

消費生活相談、消費者金融・多重債務相談

☎0766-25-2777 FAX0766-25-2890

#### 【開所時間】

午前8時30分～午後5時（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

### ◆富山県消費者協会（富山県民共生センター内）

※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。

☎076-432-5690 午前9時～午後4時